

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【公開番号】特開2013-172814(P2013-172814A)

【公開日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2013-048

【出願番号】特願2012-38582(P2012-38582)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 H

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月13日(2015.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】テープタイプ使い捨ておむつ、及びファスニングテープの製造取り付け方法

【技術分野】

【0001】

本発明は、テープタイプ使い捨ておむつ、及びファスニングテープの製造取り付け方法に関する。

【背景技術】

【0002】

一般的なテープタイプ使い捨ておむつは、前後方向中央から前側に延在する腹側部分と、後側に延在する背側部分とを有し、背側部分の両側部から突出するファスニングテープを有し、身体への装着に際して、ファスニングテープを腰の両側から腹側外面に回して腹側外面に係止する構造を有している。

【0003】

このようなテープタイプ使い捨ておむつは、乳幼児向けとして用いられる他、介護用途（成人用途）で広く使用されているが、ウエスト周り及び脚周りが緩み易いという問題点を有している。

【0004】

この問題点の解決は、テープタイプ使い捨ておむつの重要な課題の一つとなっており、その一つの解決手法として、背側部分の各側部におけるウエスト側の端部及び脚周り側の端部にそれぞれファスニングテープを設け（例えば特許文献1参照）、ウエスト側のファスニングテープを斜め下向きに引っ張りつつ係止することによりウエスト周りをしっかりと締め付けるとともに、脚周り側のファスニングテープを斜め上向きに引っ張りつつ係止することにより脚周りをしっかりと締め付ける、といった手法がある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2010-57714号公報

【特許文献2】特開2010-125132号公報

【特許文献3】特開2007-175298号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、在宅介護者等の不慣れな使用者は、ファスニングテープを斜めに傾けずに真っ直ぐ横方向に引っ張ったまま係止することが多く、結果的にウエスト周りや脚周りに隙間が発生し、漏れに繋がることがある。

【0007】

この問題点を解決するものとして、腹側部分の外面にファスニングテープの装着方向を表示することも考えられたが、ファスニングテープを斜めに傾けて引っ張ることが製品外観上不自然に見えることもあって、意識しない限り、より自然に見える装着形態、つまり真っ直ぐ横方向に引っ張って係止する形態になってしまふのである。

【0008】

また、ウエスト周りや脚周りのフィット性を改善するために、ファスニングテープの向きを予め傾斜させて取り付けることも特許文献2,3に提案されている。しかし、特許文献2記載のものは、ウエスト周りをしっかりと締め付けても、脚周りの緩みを防止できないから脚周りの緩みが影響して、背側部分のウエスト周りがズレ落ちて結局ウエスト周りの緩みを防ぐことが困難である。また、特許文献3記載のものは、ウエスト側のファスニングテープを斜め上向きに設け、脚周り側の部分を脚周りに沿うように斜め下向きに延長してその先端部を係止するものであるため、意識して適切な位置に適切な向きで取り付けないとウエスト周り及び脚周りの緩みを防止できないばかりか、構造が複雑で製造も困難なものである。

【0009】

そこで、本発明の主たる課題は、不慣れな使用者でも無意識にウエスト周り及び脚周りの両方をしっかりと締め付けることができるテープタイプ使い捨ておむつを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記課題を解決した本発明は次記のとおりである。

<請求項1記載の発明>

装着者の腹側から股間を通り背側までを覆うように構成するとともに、

背側部分の両側に、背側部分の側部に固定された付根部と、前記背側部分の側縁よりも幅方向外側に突出する本体部とを有するファスニングテープをそれぞれ備えており、

身体への装着に際して、前記ファスニングテープを腰の両側から腹側外面に回して腹側外面に係止する、テープタイプ使い捨ておむつにおいて、

前記ファスニングテープを、背側部分の各側部におけるウエスト側の端部及び脚周り側の端部にそれぞれ設けるとともに、

前記ウエスト側のファスニングテープの本体部における上縁及び下縁を、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め上向きとし、前記脚周り側のファスニングテープの本体部における上縁及び下縁を、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め下向きとした

ことを特徴とする、テープタイプ使い捨ておむつ。

【0011】

(作用効果)

本発明のテープタイプ使い捨ておむつでは、ウエスト側のファスニングテープの本体部における上縁及び下縁を、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め上向きとし、前記脚周り側のファスニングテープの本体部における上縁及び下縁を、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め下向きとしたことにより、これらファスニングテープを幅方向中央に向かって横方向に真っ直ぐに引っ張るだけで、背側部分のウエスト周りを斜め下向きに、また背側部分の脚周りを斜め上向きに引っ張ることになり、ファスニングテープの

向きを意識しなくてもウエスト周り及び脚周りをしっかりと締め付けることができる。この際、ウエスト側ファスニングテープと脚周り側ファスニングテープとの間の部分が余り、襞状になるが、この余り部分は臀部側に向うにつれて無くなるため、漏れのおそれはない。

【0012】

なお、ファスニングテープの上縁及び下縁が直線状の場合はその直線の向きが上縁及び下縁の向きを意味し、直線状以外の場合、例えば、波状等の細かな凹凸が繰り返す形状の場合や、上下いずれかに膨出する又は窪むような湾曲又は屈曲形状の場合等には、近似直線（最小二乗法等）の向きが上縁及び下縁の向きを意味する。

【0013】

<請求項2記載の発明>

前記ウエスト側のファスニングテープ及び脚周り側のファスニングテープは、おむつの幅方向に対する前記本体部の上縁及び下縁の傾斜角度が5～20度とされている、請求項1記載のテープタイプ使い捨ておむつ。

【0014】

(作用効果)

ファスニングテープの上縁及び下縁の傾斜角度は適宜定めることができるが、通常の場合、この範囲内とするのが好ましい。また、前述の「向き」の定義からも分かるように、ファスニングテープの上縁及び下縁が直線状の場合はその直線とおむつの幅方向とのなす角が上記傾斜角度を意味し、直線状以外の場合、例えば、波状等の細かな凹凸が繰り返す形状の場合や、上下いずれかに膨出する又は窪むような湾曲又は屈曲形状の場合等には、近似直線（最小二乗法等）とおむつの幅方向とのなす角が上記傾斜角度を意味する。

【0015】

<請求項3記載の発明>

前記ウエスト側のファスニングテープ及び脚周り側のファスニングテープは、前記本体部の上縁及び下縁が直線状をなしているとともに、

前記腹側部分に、前記ファスニングテープを取り付けるための目印として、幅方向に沿う直線状の目印を備えている。

請求項1又は2記載のテープタイプ使い捨ておむつ。

【0016】

(作用効果)

本発明では、ファスニングテープの向きは傾斜しているものの、腹側外面に対する係止時には傾斜させないため、このような幅方向に沿う直線状の目印を設けるのが好ましい。また、同様の観点から、ファスニングテープの本体部の上縁及び下縁が直線状をなしているのが好ましい。

【0017】

<請求項4記載の発明>

腹側部分の外面に、前記幅方向に沿う直線状の目印を縦方向に間隔を空けて複数設けるとともに、

おむつを前後方向中央で二つ折りしたとき、ウエスト側のファスニングテープの本体部の少なくとも先端部が最もウエスト側の前記目印よりもウエスト側に位置するとともに、脚周り側のファスニングテープの本体部の少なくとも先端部が最も脚周り側の前記目印よりも脚周り側に位置するように構成されている、

請求項3記載のテープタイプ使い捨ておむつ。

【0018】

(作用効果)

このように、ウエスト側及び脚周り側のファスニングテープの間隔を、最もウエスト側の目印及び最も脚周り側の目印の間隔よりも広くすることにより、使用者がウエスト側及び脚周り側のファスニングテープを斜めのまま腹側部分に係止しようとしても、目印からはみ出すため、前述の本発明の装着状態へ自然と誘導されるようになる。

【0019】

<請求項5記載の発明>

前記ウエスト側のファスニングテープは、付根部の下縁が本体部の下縁の延長線と同じかそれよりもウエスト側に位置しており、

前記脚周り側のファスニングテープは、付根部の上縁が本体部の上縁の延長線と同じかそれよりもウエスト側に位置している、

請求項1～4のいずれか1項に記載のテープタイプ使い捨ておむつ。

【0020】

(作用効果)

このように、ウエスト側及び脚周り側のファスニングテープの付根部を相対する側に伸ばさないようにすることで、ウエスト側及び脚周り側のファスニングテープを横方向に真っ直ぐ引っ張ったときに、背側部分の両側部におけるウエスト側ファスニングテープと脚周り側ファスニングテープとの間の部分が柔軟に変形し、前述の本発明の装着状態をより容易に形成できるようになる。

【0021】

<請求項6記載の発明>

請求項1～5のいずれか1項に記載のテープタイプ使い捨ておむつを製造する際のファスニングテープの製造取り付け方法であって、

連続帯状の第一基材を連続方向に沿って移送しつつ、そのCD方向中央部上に連続帯状の第一係止部をMD方向に沿って貼り付けた後、第一係止部を横断するように幅方向に往復変位しながらMD方向に沿って延在する周期的波状線で二分割するとともに、MD方向に所定の間隔で切断することにより、CD方向一方側の分割部分から左側の前記ウエスト側のファスニングテープを、及びCD方向他方側の分割部分から右側の前記脚周り側のファスニングテープをそれぞれ製造する、第一ファスニングテープ製造工程と；

連続帯状の第二基材を連続方向に沿って移送しつつ、そのCD方向中央部上に連続帯状の第二係止部をMD方向に沿って貼り付けた後、第二係止部を横断するように幅方向に往復変位しながらMD方向に沿って延在する周期的波状線で二分割するとともに、MD方向に所定の間隔で切断することにより、CD方向一方側の分割部分から右側の前記ウエスト側のファスニングテープを、及びCD方向他方側の分割部分から左側の前記脚周り側のファスニングテープをそれぞれ製造する、第二ファスニングテープ製造工程と；

前記第一ファスニングテープ製造工程で形成した左側のウエスト側のファスニングテープ及び右側の脚周り側のファスニングテープと、前記第二ファスニングテープ製造工程で形成した右側のウエスト側のファスニングテープ及び左側の脚周り側のファスニングテープと、おむつの両側部に取り付ける、ファスニングテープ取り付け工程と；

を含むことを特徴とするファスニングテープの製造取り付け方法。

【0022】

(作用効果)

このような方法により、本発明のテープタイプ使い捨ておむつを無駄なく、しかも既存技術の分割パターンの変更だけで製造することができるようになる。なお、MD方向とは、ライン流れ方向を意味し、CD方向とは、MD方向と直交するライン幅方向を意味する。

【発明の効果】

【0023】

以上のとおり本発明によれば、不慣れな使用者でも無意識にウエスト周り及び脚周りの両方をしっかりと締め付けることができるテープタイプ使い捨ておむつとなる、等の利点がもたらされる。

【図面の簡単な説明】

【0024】

【図1】テープタイプ使い捨ておむつの展開状態の内面側を示す平面図である。

【図2】図1のV-V断面図である。

【図3】図1のX-X断面図である。

【図4】図1のW-W断面図である。

【図5】テープタイプ使い捨ておむつの展開状態の外面側を示す平面図である。

【図6】テープタイプ使い捨ておむつの装着状態の正面を示す概略図である。

【図7】テープタイプ使い捨ておむつの装着状態の右側を示す概略図である。

【図8】図1のテープタイプ使い捨ておむつの製造方法を示す概略図である。

【図9】他のテープタイプ使い捨ておむつの展開状態の外面側を示す平面図である。

【図10】図9のテープタイプ使い捨ておむつの製造方法を示す概略図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

以下、本発明の一実施形態について添付図面を参照しつつ詳説する。

【0026】

(基本構成)

図1～図6は、本発明に係るテープタイプ使い捨ておむつの一例100を示しており、この使い捨ておむつ100は、裏面側に位置するバックシート1と肌に接触する透液性トップシート2との間に、吸収体3が介在されているものであり、装着者の腹側から股間を通り背側までを覆うように構成されているものである。ここで、腹側部分(前側部分)Fは前後方向中央よりも前側の部分を意味し、背側部分(後側部分)Bは前後方向中央よりも後側の部分を意味する。

【0027】

吸収体3としては、パルプ纖維の積織体、セルロースアセテート等のフィラメントの集合体、あるいは不織布を基本とし、必要に応じて高吸収性ポリマーを混合、固着等してなるものを用いることができる。また、必要に応じて、吸収体3はクレープ紙(図示せず)により包むことができる。また、吸収体3の形状は適宜定めることができるが、図示のような砂時計形状の他、長方形等のように、股間部の前側から後側まで延在する形状が好適である。吸収体4におけるパルプ目付けは100～500g/m²程度、厚みは1～15mm程度であるのが望ましい。また、高吸水性樹脂の目付けは0～300g/m²程度であるのが望ましい。高吸水性樹脂含有率が少な過ぎると、十分な吸収能を与えることができず、多過ぎるとパルプ纖維間の絡み合いが無くなり、ヨレや割れ等が発生し易くなる。

【0028】

バックシート1は、吸収体3の周囲より外側に延在しており、吸収体3に吸収された排泄物の裏面側への移動を遮断するものである。バックシート1としては、ポリエチレンフィルム等のプラスチックフィルムの他、ムレ防止の点から遮水性を損なわずに透湿性を備えたシートも用いることができる。この遮水・透湿性シートは、例えばポリエチレンやポリプロピレン等のオレフィン系樹脂中に無機充填材を溶融混練してシートを形成した後、一軸または二軸方向に延伸することにより得られる微多孔性シートを用いることができる。バックシート1の単位面積あたりの重量は13～40g/m²であるのが好ましく、厚みは0.01～0.1mmであるのが好ましい。

【0029】

バックシート1の裏面は外装シート12で覆われており、この外装シート12の両側部はバックシート1の側縁よりも外側に延在している。外装シート12としては各種の不織布を用いることができるが、スパンボンド不織布が好適である。外装シート12は省略することもでき、その場合、バックシート1が外装シート12と同形状に形成される。

【0030】

トップシート2は、吸収体3の周囲より外側に延在しており、吸収体3側縁より外側に延在する部分がバックシート1にホットメルト接着剤等により固着されている。なお、図中の斜線模様は固着部分を表しているものである。トップシート2としては、有孔または無孔の不織布や穴あきプラスチックシートなどが用いられる。不織布を構成する素材纖維としては、ポリエチレンまたはポリプロピレン等のオレフィン系、ポリエステル系、アミド系等の合成纖維の他、レーヨンやキュプラ等の再生纖維、綿等の天然纖維を用いること

ができる。透液性トップシート2に用いる不織布の纖維目付けは15~30g/m²であるのが好ましく、厚みは0.05~1mmであるのが好ましい。

【0031】

図3及び図4にも示されるように、物品内面の両側部（図示形態ではトップシート2の側縁部表面からその側方に延在する外装シート12の表面）には、バリヤーシート4の幅方向外側の部分4xが前後方向全体にわたり貼り付けられている。バリヤーシート4は、各種不織布（スパンボンド不織布が好適である）の他、バックシートに用いられるものと同様のプラスチックフィルム、又はこれらの積層シートを用いることができるが、肌への感触性の点で、撥水処理を施した不織布が好適である。バリヤーシート4の幅方向中央側の部分4cは、前後方向両端部では物品内面（図示形態ではトップシート2表面）にホットメルト接着剤等の手段により固定されているが、これらの間の中間部は非固定の自由部分となっており、この自由部分の先端部（展開状態における幅方向中央側の端部）には、細長状弾性伸縮部材4Gが前後方向に沿って伸張状態でホットメルト接着剤等により固定されている。この細長状弾性伸縮部材4G（他の細長状弾性伸縮部材も同様）としては、糸状、紐状、帯状等に形成された、スチレン系ゴム、オレフィン系ゴム、ウレタン系ゴム、エステル系ゴム、ポリウレタン、ポリエチレン、ポリスチレン、スチレンブタジエン、シリコン、ポリエステル等、通常使用される素材を用いることができる。この自由部分は、細長状弾性伸縮部材4Gの収縮力が作用する結果、図4に示されるように、物品内面（図示形態ではトップシート2表面）に対して起立するバリヤーを構成する。この起立部分の基端4bはバリヤーシート4における幅方向外側の固定部分4xと内側の部分4cとの境に位置する。

【0032】

使い捨ておむつ100の前後方向両端部では、バックシート1、外装シート12、透液性トップシート2およびバリヤーシート4が吸収体3の前後端よりも前後両側にそれぞれ延在され、吸収体3の存在しないエンドフラップ部EFが形成されている。

【0033】

一方、使い捨ておむつ100の左右両側部では、バックシート1、外装シート12、透液性トップシート2およびバリヤーシート4が吸収体3の側縁よりも側方にそれぞれ延在され、吸収体3の存在しないサイドフラップ部が形成されており、各サイドフラップ部におけるシート間（図示例ではバックシート1及びトップシート2間）には、腹側部分Fのウエスト側部分から背側部分Bのウエスト側部分まで、複数本の細長状弾性伸縮部材30が間隔を空けて平行に且つそれぞれ長手方向に伸張した状態で挟持固定されている。

【0034】

サイドフラップ部のうち腹側部分Fのウエスト側部分及び背側部分Bのウエスト側部分にそれぞれ位置する部分は、それらの間の中間部分よりも側方に延出されており、これらの部分が、おむつの胴回り部分となるウエスト側サイドフラップ部SFをそれぞれ構成し、その下縁が脚周りに沿う縁を形成している。腹側部分Fのウエスト側サイドフラップ部SFの側縁の縦方向長さは背側部分Bのそれよりも短く形成されている。

【0035】

（ファスニングテープ）

背側部分Bの両ウエスト側サイドフラップ部SFには、側縁のウエスト側の端部及び脚周り側の端部から幅方向外側にそれぞれ突出するようにファスニングテープ5,6が取り付けられている。また、腹側部分Fの胴回り部表面に幅方向に沿ってターゲットテープ7が貼着されており、身体への装着に際しては、おむつ100を身体にあてがった状態で、両側のファスニングテープ5,6を腰の各側から腹側外面に回してターゲットテープ7に止着する。ターゲットテープ7は省略することもでき、その場合にはファスニングテープ5,6はおむつ外面（図示形態の場合外装シート12）に直に止着される。

【0036】

ファスニングテープ5,6は、背側部分Bの側部にホットメルト接着剤等により固定された付根部8Bと、背側部分Bの側縁よりも幅方向外側に突出する本体部8Aとを有する

ものであり、図示例では、これら全体を構成する基材 8A, 8B と、本体部 8A の幅方向中間部の内面に設けられた係止部 9 とから構成されている。基材 8A, 8B としては、不織布や樹脂シート、これらの積層体等の公知の素材を使用することができ、係止部 9 は粘着剤やメカニカルファスナー（面ファスナー）のフックテープ（雄材）により形成することができる。

【0037】

特徴的には、図1及び図5に示すように、ウエスト側のファスニングテープ5の本体部8Aにおける上縁d及び下縁eを、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め上向きとし、脚周り側のファスニングテープ6の本体部8Aにおける上縁d及び下縁eを、それぞれテープの基端から先端に向かって斜め下向きとしている。これにより、図6及び図7に白抜き矢印で示すように、これらファスニングテープ5, 6を幅方向中央に向かって横方向に真っ直ぐに引っ張って装着するだけで、背側部分Bのウエスト周りを斜め下向きに、また背側部分Bの脚周りを斜め上向きに引っ張ることになり、ファスニングテープ5, 6の向きを意識しなくてもウエスト周り及び脚周りをしっかりと締め付けることができる。この際、ウエスト側ファスニングテープ5と脚周り側ファスニングテープ6との間の部分10が余り、襞状になるが、この余り部分10は臀部側に向うにつれて無くなるため、漏れのおそれはない。

【0038】

具体的なファスニングテープ5, 6の形状は適宜定めることができるが、付根部8Bはテープ本体部8Aを引っ張るようにターゲットテープ7に装着した際でもファスニングテープがおむつから外れないように縦方向に長い形状にして接着面積をとることが好ましく、本体部8Aはターゲットテープ7に装着する操作性をよくするために横方向に長い形状が好ましい。本体部8Aの形状としては、例えば、図示例のような上縁d及び下縁eが平行な直線状の他、上縁d及び下縁eが非平行（ただし、傾斜の向きは同じ）の直線状、上縁d及び下縁eの少なくとも一方が湾曲線状又は屈曲線状、上縁d及び下縁eの少なくとも一方が波状等の細かな凹凸が繰り返す形状、あるいは上縁dと下縁eとが先端で交差するような本体部8A全体として略三角形の形状としたりすることができる。なお、これらの場合のファスニングテープ5, 6の上縁d及び下縁eの向きについては前述の定義のとおりである。

【0039】

ウエスト側のファスニングテープ5及び脚周り側のファスニングテープ6の上縁d及び下縁eの傾斜角度は適宜定めることができるが、通常の場合、おむつの幅方向に対する本体部8Aの上縁d及び下縁eの傾斜角度が5～20度、特に10～15度であると好しい。

【0040】

本発明では、ファスニングテープ5, 6の向きは傾斜しているものの、腹側外面に対する係止時には傾斜させず、幅方向に真直ぐに係止するため、腹側部分Fに、ファスニングテープ5, 6を取り付けるための目印として、幅方向に沿う直線状の目印を備えているのが好しい。このような目印は適宜の手法で形成できるが、ターゲットテープ7を備えている場合は、その上縁d及び下縁eを幅方向に沿う直線状に形成して目印としても良く、図示例のように腹側部分Fの構成部材（図示例ではターゲットテープ7であるが、外装シート12やバックシート1等とすることもできる）に直線状の目印7pを印刷しても良い。さらに、このような目印7pを設ける場合、ファスニングテープ5, 6の本体部8Aの上縁d及び下縁eが直線状をなしていると、ファスニングテープ5, 6をターゲットテープ7に係止する際、ファスニングテープ5, 6の向きがより無意識に真直ぐ横向きになる。

【0041】

さらに、図示のように、幅方向に沿う直線状の目印7pを縦方向に間隔を空けて複数設ける場合、腹側部分Fのウエスト側端縁と背側部分Bのウエスト側端縁とが合わさるよう、おむつ100の前後方向中央を境に二つ折りしたとき、ウエスト側のファスニングテープ5の本体部8Aの少なくとも先端部が最もウエスト側の目印7pよりもウエスト側に

位置するとともに、脚周り側のファスニングテープ6の本体部8Aの少なくとも先端部が最も脚周り側の目印7pよりも脚周り側に位置するように構成されていると、使用者がウエスト側及び脚周り側のファスニングテープ5, 6を斜めのまま腹側部分Fに係止しようとしても、目印7pからはみ出すため、前述の本発明の装着状態へ自然と誘導されるようになる。

【0042】

付根部8Bの寸法、形状は、必要とされる強度等に応じて適宜定めることができるが、本発明では、装着状態ではウエスト側ファスニングテープ5と脚周り側ファスニングテープ6との間の部分10が余り、襞状になるため、この余り部分10にファスニングテープ5, 6の付根部8Bが存在すると、余り部分10が硬く、厚くなり、装着感の悪化等をもたらす。そこで、図9に示すように、ウエスト側のファスニングテープ5は、付根部8Bの下縁eが本体部8Aの下縁eの延長線と同じかそれよりもウエスト側に位置するとともに、脚周り側のファスニングテープ6は、付根部8Bの上縁dが本体部8Aの上縁dの延長線と同じかそれよりもウエスト側に位置するように、ファスニングテープ5, 6の形状を形成することも提案する。

【0043】

このように、ウエスト側及び脚周り側のファスニングテープ5, 6の付根部8Bを相対する側に伸ばさないようにすることで、ウエスト側及び脚周り側のファスニングテープ5, 6を横方向に真っ直ぐ引っ張ったときに、背側部分Bの両側部におけるウエスト側ファスニングテープ5と脚周り側ファスニングテープ6との間の部分が柔軟に変形し、前述の本発明の装着状態をより容易に形成できるようになる。

【0044】

(ファスニングテープの製造取り付け方法)

他方、上述したテープタイプ使い捨ておむつ100の製造に際しては、次の方法によりファスニングテープ5, 6を製造し、取り付けることができる。すなわち、図8に示すように、第一ファスニングテープ製造工程において、連続帯状の第一基材21を連続方向に沿って移送しつつ、そのCD方向中央部上に連続帯状の第一係止部22(フックテープ又は粘着剤層)をMD方向に沿って貼り付けた後、第一係止部22を横断するように幅方向に往復変位しながらMD方向に沿って延在する周期的波状線23で二分割するとともに、MD方向に所定の間隔を空けて断続的にCD方向に横断する横断切断線24で切断することにより、CD方向一方側の分割部分から左側のウエスト側のファスニングテープ5を、及びCD方向他方側の分割部分から右側の脚周り側のファスニングテープ6をそれぞれ製造する。

【0045】

また、この第一ファスニングテープ5, 6製造工程と同時並行して、第二ファスニングテープ製造工程において、連続帯状の第二基材25を連続方向に沿って移送しつつ、そのCD方向中央部上に連続帯状の第二係止部26をMD方向に沿って貼り付けた後、第二係止部26を横断するように幅方向に往復変位しながらMD方向に沿って延在する周期的波状線27で二分割するとともに、MD方向に所定の間隔を空けて断続的にCD方向に横断する横断切断線28で切断することにより、CD方向一方側の分割部分から右側のウエスト側のファスニングテープ5を、及びCD方向他方側の分割部分から左側の脚周り側のファスニングテープ6をそれぞれ製造する。

【0046】

これらファスニングテープ5, 6の製造に際して、第一係止部22及び第二係止部26はホットメルト接着剤等の公知の固定手段により第一基材21及び第二基材25に貼り付けることができる。

【0047】

第一ファスニングテープ製造工程で形成した左側のウエスト側のファスニングテープ5及び右側の脚周り側のファスニングテープ6と、第二ファスニングテープ5, 6製造工程で形成した右側のウエスト側のファスニングテープ5及び左側の脚周り側のファスニング

テープ6とは、おむつ製造ラインに供給され、ファスニングテープ取り付け工程においておむつの背側部分Bの両側部に取り付けられ、必要に応じておむつ内面側に折り畳まれる。このような方法により、本発明のテープタイプ使い捨ておむつ100を無駄なく、しかも既存技術の分割パターンの変更だけで製造することができるようになる。

【0048】

なお、図10に示すように、第一係止部22及び第二係止部26を第一基材21及び第二基材25に貼り付けた後に、MD方向に所定の間隔を空けて断続的にCD方向に横断する横断切断線24, 28で切断する際、その切断線24, 28を、周期的波状線23, 28に含まれる本体部8Aの上縁d(又は下縁e)となる線と交差させるようにすると、図9に示すタイプのファスニングテープ5, 6を製造することができる。

【産業上の利用可能性】

【0049】

本発明は、テープタイプ使い捨ておむつ及びそのファスニングテープの取り付けに適用できるものである。

【符号の説明】

【0050】

1…バックシート、2…透液性トップシート、3…吸収体、4…バリヤーシート、5, 6…ファスニングテープ、5…ウエスト側のファスニングテープ、6…脚周り側のファスニングテープ、7…ターゲットテープ、7p…目印、8A, 8B…基材、8A…本体部、8B…付根部、d…上縁、e…下縁、9…係止部、10…余り部分、12…外装シート、21…第一基材、22…第一係止部、25…第二基材、26…第二係止部、30…細長状弾性伸縮部材、100…テープタイプ使い捨ておむつ、B…背側部分、F…腹側部分。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記ウエスト側のファスニングテープ及び脚周り側のファスニングテープは、前記本体部の上縁及び下縁が直線状をなしているとともに、

前記腹側部分に、前記ファスニングテープを取り付けるための目印として、幅方向に沿う直線状の目印を備えている、

請求項1又は2記載のテープタイプ使い捨ておむつ。